

## 岐阜県オンライン診療設備整備費補助金に関するQ & A

令和4年11月18日時点

### Q 1 どのように手続きを行うのか

- 申請に必要な書類を郵送によりご提出ください。

### Q 2 事業実施期間は

- 事業実施期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日です。

### Q 3 いつからいつまでの費用が対象となるか。

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までにかかる購入経費が対象となります。

### Q 4 補助金交付決定前に購入した情報通信機器等の経費は対象となるか。

- 補助金交付決定前であっても、事業実施期間内（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に購入した補助対象機器等の経費については、補助対象となります。

### Q 5 「令和5年3月31日までにかかる経費が対象」とは、年度内に発注していても、納品が翌年度になった場合は対象外となるのか。

- 年度内に事業完了が原則となります。納品及び支払が翌年度の場合は補助対象外となります。

### Q 6 申請期限はいつまでか。

- 申請は令和5年2月28日（火）までとなります。（当日消印有効）  
ただし、申請状況によっては、2月28日（火）以前に受付を締め切ることがあります

**Q 7 補助金はいつ頃交付されるのか。**

- 原則として、実績報告による補助金額の確定通知後に交付となります。  
ただし、交付決定に基づく概算払いも可能です。（支出額が交付済み額に満たない場合は精算していただきます。）

**Q 8 補助申請者が、補助対象となる複数の診療所・病院を所有する場合、それぞれで補助が受けられるか否かの整理は、保険医療機関コードが違う場合はそれぞれで受けられるということが良いか。**

- 1つの法人が複数の診療所・病院を開設（医療機関等コードが異なる）している場合は、医療機関ごとに申請が可能です。

**Q 9 令和2年度「オンライン診療設備整備費補助金」、令和3年度「在宅オンライン診療設備整備費補助金」で補助を受けている場合も、本補助金の対象になるか。**

- 令和2年度、3年度に当該補助金を受けている、病院、診療所、訪問看護事業所については、補助の対象外となります。

**Q 10 補助金の支給を受けた場合、課税対象になるか。**

- 補助金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。  
ただし、補助金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字になる場合等、税の負担が生じないこともありますので、税の詳細についてはお近くの税務署へお問い合わせください。

**Q 11 「消費税仕入控除税額の取扱いについて」の消費税計算年度はいつか。**

- 本事業は令和4年度に交付決定するものであるため、令和4年度の消費税申告を元に計算を行ってください。

**Q 12 消費税の計算方法・申告方法はどうか確認すればよいか。**

- 消費税の計算方法・申告方法は、お近くの税務署へお問い合わせください。